

## 時代遅れの年金制度が将来にもたらすものとは

経済学部教授 西村 智

年金などの社会保障制度が作られる際に、基準となる家族形態がある。「夫は一生サラリーマン、妻は一生専業主婦で、離婚しない」という家族である。これは標準世帯、あるいは、モデル家族と呼ばれる。当時、このような家族が多いということで基準となったのである。確かに、1980年代はほとんどの人が結婚していたし、専業主婦も多く、離婚率も低かった。しかし、2000年代に入って未婚率が急ピッチで上昇（生涯独身の人も増えた）、既婚女性の就業率、離婚率ともに増えた。その結果、モデル家族といえる家族は少数派になってしまった。それにもかかわらず、いまだにモデル家族を基準とした政策が行われている。驚くべきことに、年金所得代替率（年金額が、現役世代の手取り収入額と比較してどのくらいの割合かを示すもの）の目安もモデル家族を基準に設定されている。このような中、モデル家族に当てはまらない人々、特に女性が不利益を被っている。

研究論文誌『年金と経済』Vol.40, No.3では、「女性の働き方・ライフコースの多様化と年金」と題した特集が組まれている。そこでは、上述のモデル家族を基準に設計された年金制度の中で、女性にとって、社会にとって、今どんなことが、なぜ問題になってきているのか、それに対する解決策はあるのかということについて、経済学、社会福祉学、法律学の専門家がそれぞれの立場から論じている。以下で紹介する論文はすべてこの特集からのものである。

年金制度は加入期間と報酬を年金給付の基本的なベースにしている。つまり、所得と年金給付額は密接な関係を持つ。したがって、労働市場における男女格差が大きい日本では、男女間の年金格差も大きいのである。ただし、年金制度において、女性配慮というものがある。具体的には、第3号被保険者制度と遺族年金である。第3号被保険者制度とは、サラリーマンに扶養されている配偶者（99%が女性）が60歳未満である場合に、そのサラリーマン1人分の社会保険料でもって、2人分（本人と配偶者）の基礎年金の受給権を与えるという制度である。つまり、当配偶者は年金保険料を納めることなく基礎年金の受給権を得ることができる。遺族年金は、生計を維持していた被保険者が死亡した場合、その遺族が受け取る年金のことである。夫も妻もサラリーマンの場合、夫の死後、妻は遺族年金を受け取る代わりに、自身が積み立ててきた厚生年金を<sup>1</sup>実質放棄することがほとんどだという。

労働経済学者である永瀬伸子氏の論文「女性と年金：現状、課題と提案」によると、この30年間で労働市場や人口動態が大きく変化したために、女性配慮が時代に合わず、将来、

無配偶者、特に未婚・離別女性の貧困率がさらに高まる。詳しくは同論文を参照されたいが、無配偶女性が大きく増加し、女性の労働力率も大きく増加したために、モデル家族にあてはまらない女性が増えたことがその要因である。同論文は、世帯が多様化している現在、複数の年金モデルを考えることなどを提案している。

吉中季子氏の「女性の貧困－シングルマザーの年金加入と高齢期」は、主にシングルマザーの年金について論じたものであるが、モデル家族を基準とした年金制度が女性の貧困を見えにくくしていると批判する。結婚生活が維持されている時は、たとえ女性（妻）個人の収入が低いという問題があったとしても、世帯員である女性は夫に依存し、世帯内で補完し合っているために、その問題が表面化しない。しかし、婚姻関係が破綻し、第3号被保険者の妻がシングルマザーになったとたん、社会保険なしの非正規職に就くことが多く、いったん厚生年金の加入が途切れる。貧困であるがゆえに国民年金も免除申請ということになると、低年金の貧困高齢者になるのは確実である。吉中氏は、夫に依存する第3号被保険者制度を見直し、個人単位での社会保障が望まれると述べている。

ところが、法律学からみると、社会保障制度を世帯単位から個人単位にするのは容易ではないようだ。法律学者中益陽子氏による「社会保障制度における個人単位と世帯単位－年金制度を中心として－」は、世帯単位から個人単位にすることにより、他の制度との齟齬が生じることを指摘している。例えば、生活保護制度は、生活保障のニーズに応じて給付を行っているが、この制度は世帯単位と親和的である。なぜなら、世帯単位で考えると、夫に扶養されている妻は（たとえ本人の稼ぎは低くても）生活保障のニーズは低いとなるので、生活保護の対象とはならないが、これは当然とみなされることであろう。つまり、結果としての貧困を助けることは潜在的な貧困を助けることに勝るのである。

このように、法律的に現行の制度を根本的に変えるのは難しいが、だからといって、将来、貧困率が高まるのをわかっていながら現行の年金制度をそのまま運用するのもナンセンスである。他の制度との兼ね合いをみながらも、今の時代にあった年金制度に作り変えていく必要がある。